

町民からの要望に対する回答

担当課：環境生活課町民生活係

担当課：総務課総務係

区 分	件 名	回 答
2 行政区と 町内会	<p>町内会が43あるが、町内会と呼ばない町内会があるのをご存じか。全部で3つある。自治会と呼んでいる。各町内会に行政推進員を委嘱されている。</p> <p>なぜ、全ての町内会としないのか。西当別には、連絡協議会があるが、全体の連合町内会がない。</p> <p>各行政推進員の報酬から少し出して、3自治会を救えるのではないか。</p>	<p>町としては、43全ての地域を町内会として認識しており、行政の線引きで町内会として認めていないという事実はありません。</p> <p>また、西当別連絡協議会については、あくまでも13町内会の合意により設立された任意の協議会であり、今後、町が主導して町内会連絡協議会を設立する予定はありません。</p> <p>なお、行政推進員については、40行政区に各町内会からの推薦により町長が委嘱しており、報酬は行政推進員の業務についてのものであるため、町内会の運営に対しての報酬ではありません。</p> <p>また、町の広報配布については、行政推進員の役割であり、各行政区毎に配布をしており、町内会が複数ある行政区については、行政推進員と町内会長が連携して配布していただくようお願いをしております。</p>

町民からの要望に対する回答

担当課：財政課

区 分	件 名	回 答
1 1 町内会館	公共施設の中で、町内会館の修繕について1万円以上の支出は本来は行政負担である。故障や修繕した時に請求書が1万円以上であれば、行政が支払ってくれることになっているはず。	町内会館の建物、設備の維持管理において1万円以上の支出になる修繕は、行政でおこなっており、修繕要望を町内会館の指定管理者より受け、毎年度、修繕箇所を担当が現地確認を行ったうえで、予算の範囲内で優先順位をつけて実施し、修繕実施予定一覧表を指定管理者に連絡をしています。

町民からの要望に対する回答

担当課： まち再生室

区 分	件 名	回 答
20 都市基盤	都市計画税の定義がわからない。 18 線に面した下水道、道路の舗装、歩道の整備に都市計画税は使えないのか。	都市計画税とは、都市計画事業（道路、下水道、公園などの都市計画施設の整備）に要する費用の一部に充てるため、用途地域内に所在する土地・家屋を所有している方に納めていただく目的税です。 ご質問の地域は都市計画法第8条の用途地域外に位置しており、都市計画事業が行われていないため、都市計画税は財源として使用できません。